

福祉避難所等整備促進に向けた 取組事例集



一人ひとりと生きるまち。



東京都

表紙写真

(左上)福祉避難所開設訓練の様子(上越市)

(右上)福祉避難所開設訓練の様子(足立区)

(中央)福祉救援センター開設訓練の様子(豊島区)

(左下)避難輸送訓練の様子(町田市)

(右下)福祉避難所開設訓練の様子(文京区)

目次

第1章 はじめに

- 福祉避難所等整備促進に向けた取組事例集の発行に当たって 2
コラム「福祉避難所の直接避難から「個別避難計画」を考える」
(新潟大学危機管理センター 教授 田村圭子) 3

第2章 福祉避難所等整備促進に向けた取組事例

1. 市区町村の事例 8

福祉避難所の新規確保

- 01 福祉避難所の空白エリア分析×庁内連携 (練馬区) 8
02 職能団体との連携×新たな避難所確保 (中野区) 10
03 幅広い施設との協定×地元や広域との連携 (尼崎市) 12

福祉避難所の機能分化

- 01 福祉避難所を「通所型」「介護型」「補完型」に分類×機能充実 (北区) 14
02 避難所の機能分担×多様な施設との協定締結 (国分寺市) 16

人材の確保

- 01 福祉避難所×介護・看護人材の派遣 (足立区) 18
02 庁内での介護人材育成×災害時対応検討委員会 (品川区) 20
03 災害ボランティアセンター×人材派遣 (熊本市) 22

移送手段の確保

- 01 移送事業者との協定×訓練×二次避難所施設調整会議 (町田市) 24

連携体制の構築

- 01 福祉避難所の整備×検討会×総合戦略への位置付け (文京区) 26
02 福祉避難所連絡会議×課題や方針の共有 (三鷹市) 28
03 庁内チーム×事業者との協定 (豊島区) 30
04 大学との連携×事業者との協力体制×開設キット(新宿区) 32

マニュアル作成・訓練等の実施

- 01 実災害を契機とした訓練×社協との連携 (小平市) 34
- 02 災害時における情報共有のDX化×実践訓練 (狛江市) 36

福祉避難所への直接避難

- 01 個別マッチング×実災害を踏まえた手引きの改訂 (上越市) 38

過去の災害からの教訓

- 01 介護・看護・医療の専門職と連携×生活支援 (大島町) 40

2. 施設等の事例

42

福祉避難所の機能分化

- 01 地域の助産師会×災害時の妊産婦・親子支援
(東京都助産師会) 42

人材の確保

- 01 防災×BCP×人材確保 (海光園) 43

移送手段の確保

- 01 移送支援活動団体×実践訓練・ドライバー講習会
(町田ハンディキャプ友の会) 44

連携体制の構築

- 01 施設長会による横のつながり×区との検討部会
(池袋ほんちょうの郷) 45
- 02 被災経験を踏まえた初動の備え×地域との連携 (喜楽苑) 46

マニュアル作成・訓練等の実施

- 01 訓練×施設の災害対応力向上 (こまえ苑) 47
- 02 通所施設×障害者×宿泊訓練 (新宿区立あゆみの家) 48
- 03 障害児者の生活を支える拠点×設置訓練×地域への周知
(小平市立たいよう福祉センター) 49

過去の災害からの教訓

- 01 障害福祉センター×災害の教訓×手引書の充実
(足立区立障がい福祉センターあしすと) 50
- 02 福祉避難所運営の実体験×県内の相互応援
(社会福祉法人リデルライトホーム) 51

第1章

はじめに

福祉避難所等整備促進に向けた取組事例集の発行に当たって

近年、自然災害は頻発化・激甚化しており、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しています。令和7年度には、令和7年台風第22号・第23号が伊豆諸島に連続して接近し、暴風や豪雨により、主に八丈町・青ヶ島村において被害が発生しました。

近年の災害において、全体の死者のうち高齢者の割合は高く、高齢者など要配慮者が犠牲となっている状況があります。令和6年に発生した能登半島地震では、改めて要配慮者に対する災害時支援の重要性が認識されており、災害発生時だけではなく、平常時から要配慮者対策を進める必要があります。

その一つとして、発災後に要配慮者が避難生活を送る場として想定される、福祉避難所や福祉避難スペースの確保・整備があります。要配慮者が必要な支援を受けることができる避難先を拡充し、要配慮者が避難生活を送る上でより良好な生活環境を実現するために、福祉避難所等を確保し、整備することは重要です。

令和7年度、都は、自治体や社会福祉施設等を対象とした、福祉避難所等の整備実態調査を行いました。この度、各自治体の福祉避難所等に係る取組が一層進むよう、調査を通じて把握した福祉避難所に係る取組を事例集として取りまとめました。

福祉避難所の確保や受援の仕組み、関係機関との連携、訓練など、各自治体の皆様が進めている取組のほか、実際に福祉避難所になっている社会福祉施設の取組や過去に被災した経験のある自治体や施設の事例等も掲載しています。

自治体の皆様や、現に福祉避難所になっている・今後なることに関心のある社会福祉施設の皆様といった、福祉避難所に関わるより多くの皆様に手に取っていただき、福祉避難所に対する理解を深めていただくとともに、災害時においても要配慮者がより一層安心して生活できる環境が実現する契機になれば幸いです。

末筆となりますが、事例を提供してくださった皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

令和8年3月
東京都福祉局総務部総務課

コラム「福祉避難所の直接避難から「個別避難計画」を考える」

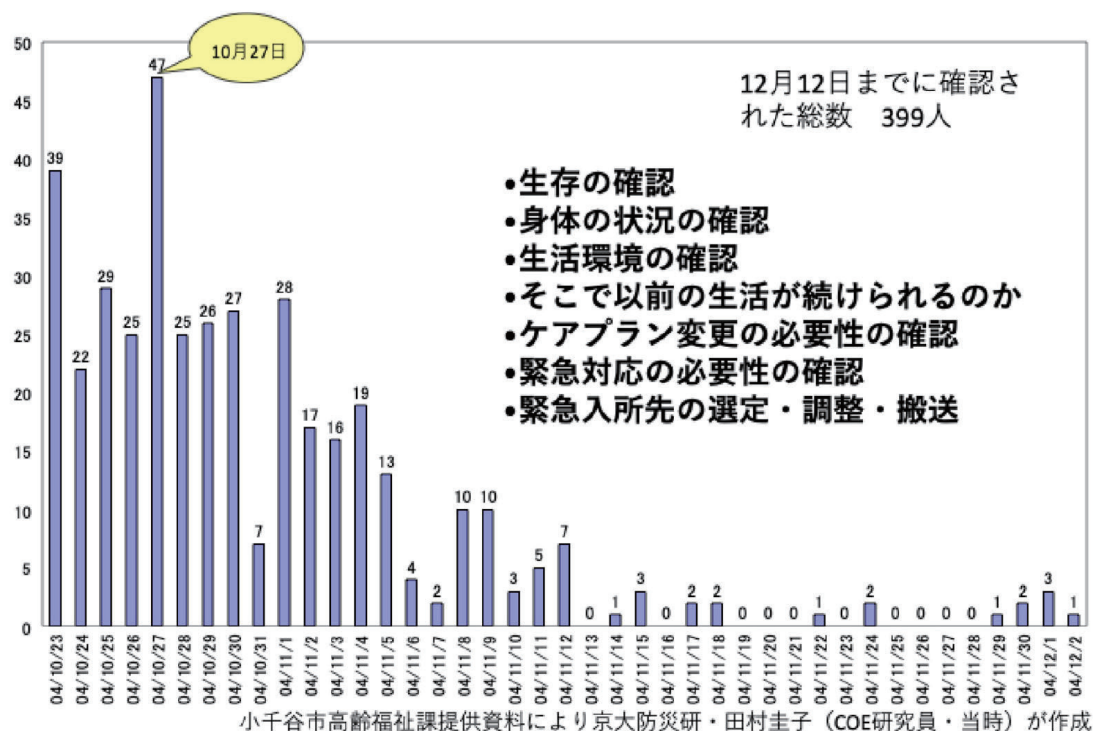
(新潟大学危機管理センター 教授 田村圭子)

◆ 2004 年の教訓:福祉避難所の確保が不十分だと、緊急的な入院・入所がふえる

2004 年新潟県中越地震の事例です。1995 年阪神・淡路大震災を受けて、福祉避難所の必要性が議論されるようになりましたが、その後、福祉避難所の確保が全国で進んでいない中で、2004 年中越地震が発生しました。

ここでは一般避難所で避難生活を送るのが厳しい高齢者を中心に「緊急的な入院・入所」ニーズが多く発生しました。災害発生後、多くの病院への入院・福祉施設への入所ニーズに対応するために、福祉関係者は、「安否の確認」「身体状況の確認」「生活環境の確認」「そこで生活が続けられるのか」「ケアプラン変更の必要性の確認」「緊急対応の必要性の確認」「緊急入所先の選定」「緊急入所先との調整」「緊急入所先への搬送」等の業務に忙殺されました。

当時の新潟県小千谷市の 65 歳以上の高齢者人口は 10,329 人、そのうち、発災 10 月 23 日から緊急入院・入所の対応を行ったのが、12 月 22 日までに 399 人に上りました。

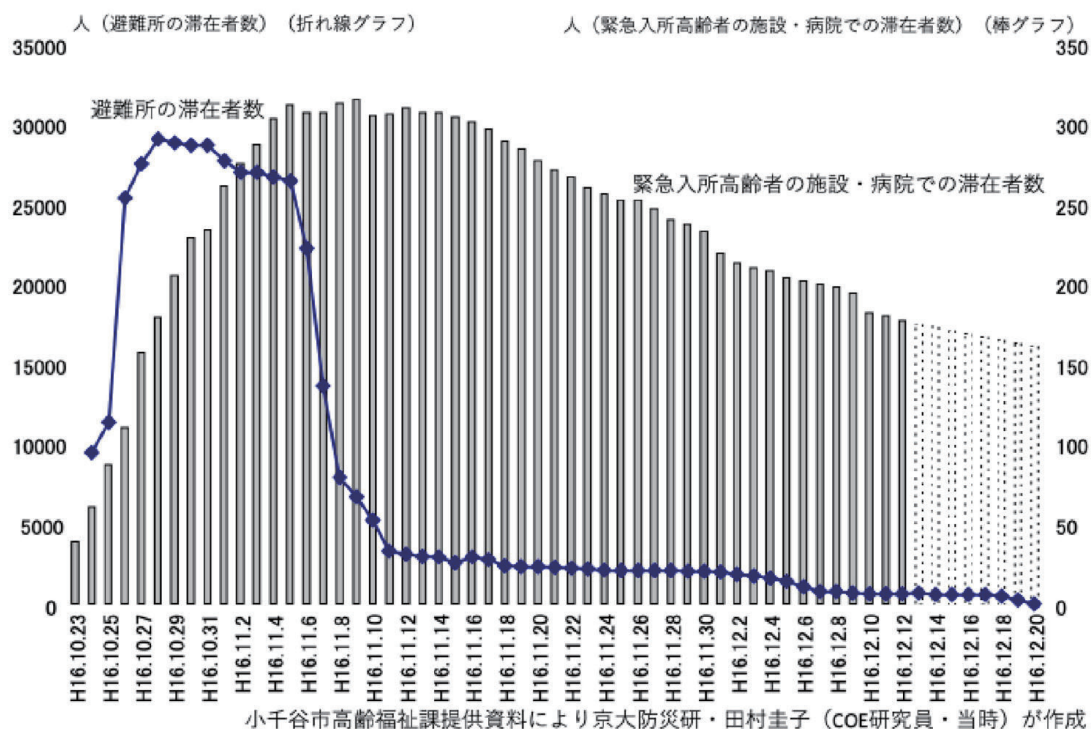


小千谷市における新潟県中越地震発生後の高齢者の入院・入所状況

◆ 福祉避難所がないと避難先が見つからず、地域外への人口流出の引き金となる

災害の規模が大きくなればなるほど、入院・入所先を近隣で見つけることは困難になり、それまでの地域とは離れた場所に入院・入所先を見つけることとなります。また、加えて、これまでいったん入院・入所した高齢者は、なかなか入院・入所先から戻ることができませんでした。折れ線は一般避難所の避難者数の推移を表しています。棒グラフは緊急入院・入所した 399 人がその後どうなったかを表しています。

電気が戻り、水道・ガスが復旧するにつれ、一般避難所の避難者数は顕著に減少し、12月20日に避難所は全て解消されました。一方で、緊急入院・入所した避難者は減少せず、高止まっています。つまり、在宅で暮らしていた高齢者が地域に戻れなかったことを意味しています。



「緊急入所高齢者の施設・病院での滞在者数(棒グラフ)」「避難所の滞在者数(折れ線グラフ)」の比較

◆ 福祉避難所の必要性への認識は災害発生の度に高まっている

高齢者が緊急入院・入所することは、災害対応の手間を増やすだけでなく、その後の高齢者の動向にも大きく影響を与えることが認識され、2007年能登半島地震（平成19年）ではじめて福祉避難所が設置・活用されました。その後、福祉避難所ガイドラインが2008（平成20）年6月に制定され（福祉避難所設置・運営に関するガイドライン）、災害対策基本法の2013（平成25）年改正において、発災後に被災者が一定期間避難生活を送る場として、生活環境等が確保できる一定の基準を満たす施設を指定する仕組み（指定避難所）が同法に初めて位置付けられました。2016（平成28）年4月（「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」）を経て、2022（令和3）年5月「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されました。

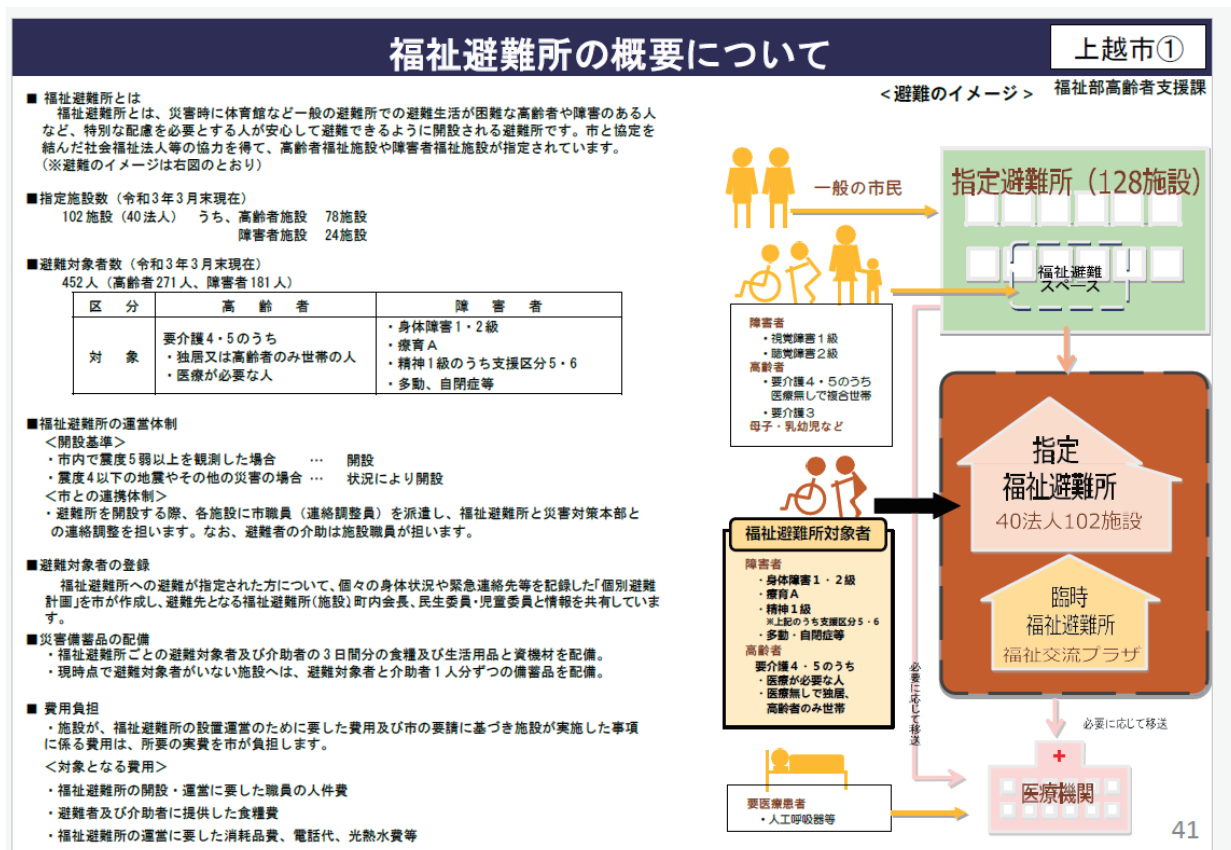
◆ 福祉避難所への直接避難の推進に取り組む

平成30(2018)年西日本豪雨（平成30年豪雨）、2019（令和元）年東日本台風（令和元年台風第19号）の発生を受け、2022（令和3）年5月の改定では「指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する」ことが目的とされました。具体的には、「指定福祉避難所への直接の避難の促進」「指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）」が示されました。

大規模な水害の発生を受けて、高齢者や障害者といった要配慮者は、これまでの「いったん一般避難所へ避難」「そこでスクリーニング」を経て「福祉避難所へ移動」という流れではなく、直接的に「(水害の被害が想定されていない) 福祉避難所」を「避難場所」として避難し、その後、継続的に避難生活を送れるようにするというものです。

◆ 福祉避難所への直接避難の推進事例(新潟県上越市)

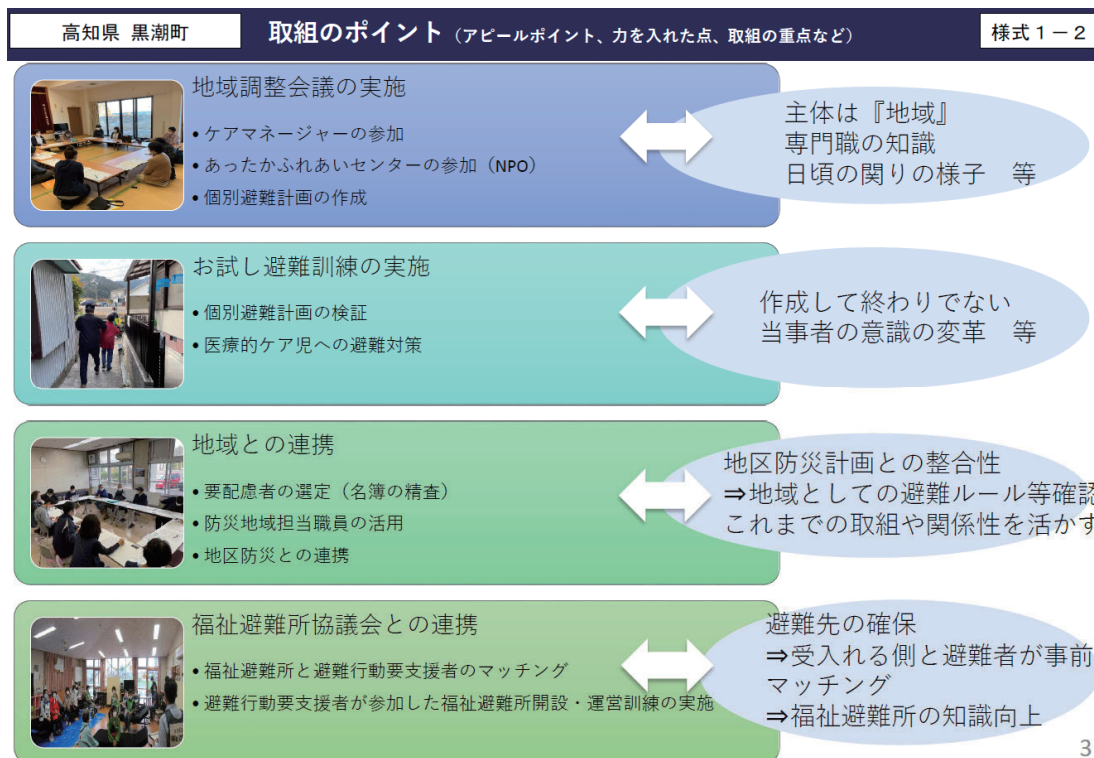
新潟県上越市(人口:約 177, 000 人(令和 8 年 3 月現在))では、地震や大雨などによる洪水などで大きな災害が起きると、多くの人々が避難所での不自由な生活を余儀なくされ、とりわけ障害を持つ方や介護が必要な方は一般の避難所での生活は困難になることを課題意識とし、一般の避難所よりも過ごしやすい環境で生活してもらえよう、福祉避難所への直接避難に積極的に取り組んでいます。上越市では、避難行動要支援者名簿の更新を 3 か月ごとに行い、更新ごとに約 150 人新規に登録される中からケアマネジャーと相談の上、50 人に絞り込み、戸別訪問を行っています。個別避難計画を作成し、避難先を特定する方法を実施しています。厳しい状況の要配慮者のみならず、要配慮者全体をどこに避難させ、受け入れるかの全体戦略が構築されている点が優れています。(※令和 3 年 9 月時点取組内容に基づき記載)



上越市「福祉避難所への直接避難の取り組み」

◆ 実災害における福祉避難所への直接避難の事例(高知県黒潮町)

黒潮町においては、内閣府個別避難計画モデル事業において、「福祉避難所協議会」を設置し、事前に福祉避難所と避難行動要支援者のマッチング等に取り組み、訓練等に取り組んでいました。令和 4 年 9 月台風第 14 号が接近した際には、事前に決めていた福祉避難所に円滑に避難することができました。



3

黒潮町における取り組みのポイント(個別避難計画モデル事業)

◆ 福祉避難所の直接避難から「個別避難計画」を考えるためのポイント

- 1) 地域外への要配慮者の流出の引き金とならないよう、発災後においても、住み慣れた地域で暮らし続けられるイメージを持つことが重要
- 2) 福祉避難所については、「直接避難→避難生活」を一体的に捉え、対応に備える
- 3) 災害発生時にも、「被災者が平時に利用している福祉サービスの提供先」において「避難生活が送れる」ことが望ましい
- 4) 福祉避難所となった福祉事業者が求められることは、平時と変わらない福祉サービスの提供ではなく、災害時に「被災者のいのちと健康」を守るための環境の提供である
- 5) 事前に福祉避難所指定を受けておくことで、救援物資の配給や DWAT や DMAT の支援が円滑に受けられることが期待される
- 6) 福祉避難所指定を受けたからといって、全ての避難者の受け入れを約束するものではなく、受け入れ対象者を限定し、公示することができる
- 7) 個別避難計画に取り組む区市町村については、防災・福祉が連携の上、災害時において、避難先や避難者数等を含め、要配慮者全体がどこへ避難するのか・すべきか、平时にイメージしておくことが重要である

(参考資料)

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)『「庁内・庁外との連携」と「福祉避難所」に関する取組事例と留意点 令和3年9月9日』参考資料③ ～第2回ノウハウ共有ミーティングの議論を踏まえ～、

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/sanko03.pdf>

内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント」(令和3年5月)

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html

内閣府「市町村のための水害対応の手引き」令和 7 年 5 月

https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/suigaitebiki_r705.pdf

高知県黒潮町健康福祉課「黒潮町における個別避難計画作成の取組について ～ NPO など多様な団体と連携した取組、顔の見える関係があるなどの強みをいかした取組、地区防災計画と連携した取組～」令和5年3月7日(火)個別避難計画作成モデル事業 成果発表会、https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r4modelseika_4.pdf

第2章

福祉避難所等整備促進 に向けた取組事例

第2章 福祉避難所等整備促進に向けた取組事例

1. 市区町村の事例

福祉避難所の新規確保

練馬区

福祉部 管理課
福祉防災・システム係

01



福祉避難所の空白エリア分析×庁内連携

■ 福祉避難所の位置付け

自宅の倒壊や火災、避難指示等が出された場合は、避難行動要支援者を含む区民は、避難拠点※等へ避難することとなっている。

避難拠点では、要配慮者の避難スペースを設置することとしているが、これらの避難拠点において避難生活を送ることが困難な人を対象に、福祉避難所を開設する。

※地域での災害時の活動拠点にもなることから、練馬区では「避難所」や「避難場所」と呼ばずに「避難拠点」と名付けている。

■ 庁内の体制

令和5年度に、福祉防災・システム係を新設し、福祉防災（避難行動要支援者名簿、個別避難計画、福祉避難所等）と、福祉情報に関わるシステムを担っている。

福祉避難所に関わる職員同士では、オンラインツールを活用したチャットグループにより関係各課で広く情報共有するなど、日常的なやり取りを円滑に行っている。

■ 取組のポイント

◆ 福祉避難所が少ないエリアを中心に新規拡充

福祉避難所の空白エリアを庁内で共有

- ・福祉避難所の新規確保に当たって、地図上に施設をマッピングして整理することで、どのエリアに福祉避難所が少ないのかを整理した上で、特に優先して整備すべきエリアを検討し、施設への働きかけや調整を行うこととしている。
- ・施設との協定締結に向けては、新規開設の候補となりそうな施設について、その施設と関連性の深い所管課と福祉防災・システム係が中心となって情報共有を行い、例えば高齢系の施設であれば高齢社会対策課から福祉施設に声をかけるなど、より効果的に福祉避難所の新規確保ができるよう、庁内連携を図っている。



法人への働きかけにより複数の福祉避難所を確保

- ・1つの法人が複数施設を持っている場合には、法人への働きかけにより、複数の福祉避難所を確保できる場合もある。

◆ 要支援者向けの啓発や開設訓練等を実施

福祉避難所運営ガイドラインや避難行動要支援者向けの防災の手引きを作成

- ・災害時に福祉避難所として開設・運営に携わる各施設の平常時における取組や災害時における対応を記載した区独自の「福祉避難所運営ガイドライン」を作成している。
- ・また、避難行動要支援者を対象に、災害に対する日頃からの備えや地震発生時の対応をまとめた「災害にそなえて」という冊子を作成。高齢者・障害者を中心に配布している。



開設訓練を実施し、備蓄物資備品はローリングストック方式で管理

- ・福祉避難所となっている施設では、開設訓練を実施している。避難拠点と福祉避難所の連携を見据えて、避難拠点から福祉避難所での受入れを想定したシナリオに基づいて取り組んでいる。
- ・備品物資の管理は区で計画的に行い、ローリングストック方式で段階的に入れ替えている。賞味期限が近くなったものは施設に提供し、災害に備えた体験機会に活用する仕組みとしている。

▼ 練馬区の実践 詳細はこちらも参照ください

福祉避難所における平常時の取組や災害時の対応を記載した「福祉避難所運営ガイドライン」等を公開

練馬区 福祉避難所運営ガイドライン

検索

過去の福祉避難所開設訓練の様子を紹介
※2016年1月の練馬区社会福祉事業団での訓練など

練馬区 福祉避難所開設訓練

検索

02



職能団体との連携×新たな避難所確保

■ 福祉避難所の位置付け

災害時において、避難所に避難した被災者で、避難所生活を続けることが困難となった高齢者、障害者、被災孤児、児童、乳幼児親子等について、区長が、あらかじめ定められた避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認めた場合に、区内の高齢者施設、障害者施設、児童施設等の二次避難所を開設し、被災者の救援、救護活動を実施することとしている。



■ 庁内の体制

福祉避難所については、防災部門と福祉部門が連携して所要の対応を行っている。防災危機管理課は、新たな避難所確保や災害対応全体の調整を担い、福祉避難所の運営等に関する事項は、福祉部門等の関係部署と協力しながら進めている。庁内では、日頃からの庁内チャットの活用や年2回の区の総合防災訓練、その他震災図上訓練などを通じて、連携を図っている。

■ 取組のポイント

◆助産師会の協力を得て助産院等と協定締結

妊産婦・乳幼児のための福祉避難所を2種類に分けて確保

- ・区では区民の声などを踏まえ、助産師会（東京都助産師会新宿中野杉並地区分会）を通じて助産院を中心に協定を結び、妊産婦・乳幼児のための福祉避難所とすることとしている。
- ・福祉避難所は、妊産婦や生後2か月未満の母子等のための二次避難所（福祉避難所）と出産後2か月以降の母子等の二次避難所（福祉避難所）を分けて確保している。兄弟がいる家庭や、父子家庭などのケースも考えられるため、実際の運用時には柔軟に対応することとしている。



平時からの事業を通して体制を整備、スペースに応じた備蓄の配分

- ・区の妊婦全員面談の事業を助産師会に委託しており、助産師と妊婦が平時から直接関わり、顔の見える関係性にあることを活かし、できるだけ平時から関わりのある助産師がいる助産院に各妊婦が避難できるようにするなど、災害時においても妊産婦・乳幼児に対して切れ目のない継続的なケアや円滑な支援を実施できる体制を整えている。
- ・福祉避難所として必要な備蓄は事前に区で用意しており、それぞれの助産院のスペースに合わせて個別に調整の上、振り分けている。

◆関係者向けの図上訓練や防災講話を実施

定期的な震災図上訓練で実際の手順を確認

- ・定期的に行っている震災図上訓練では、福祉避難所となる施設関係者も交えて実施しており、福祉避難所の開設要請のやり取りの実際の手順（福祉避難所となる施設に電話連絡をして開設要請するなど）を確認している。



高齢や障害系の関係者や団体向けに防災講話を実施

- ・区内の介護サービス事業者連絡会や主任ケアマネジャー研修などの場で防災について講話をするなど、依頼があれば啓発のための研修も行っている。
- ・障害福祉課経由で障害者施設の運営団体から、防災について話を聞きたいという要望があったことを受けて、防災危機管理課が同団体の会議の場で講話を行った。参加者側の防災への関心は高く、「施設利用者にも教えてあげよう」という声が聞かれるなど、施設の防災意識の向上に繋げることができた。

▼ 中野区の取組 詳細はこちらも参照ください



中野区の妊産婦・乳幼児の福祉避難所や、妊産婦・乳幼児のいる家庭向けの災害に向けた備えを紹介

中野区 妊産婦・乳幼児 災害の備え

検索



03



幅広い施設との協定×地元や広域との連携

■ 福祉避難所の位置付け

福祉避難所は二次的な避難所として位置付けており、まずは指定避難場所へ避難された方などの中から、要配慮者の把握を行い、福祉避難所への避難が必要な方を決定し、各福祉避難所に移送を行うこととしている。

令和8年2月現在、尼崎市が指定している福祉避難所は47か所で、受入可能人数は約1,800人を想定しており、それらの情報は施設名称・所在地・電話番号とともに市のホームページで公開している。



■ 庁内の体制

福祉避難所の指定等は、重層的支援※推進担当課の災害部門で対応をし、また、当該部門で、福祉避難所の指定のほかに、災害時の共助による避難支援の仕組みづくり（避難行動要支援者名簿の作成・提供や個別避難計画の作成）やその基盤となる地域の見守り活動の推進を行っている。

※子供・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制を超えて「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に包括的に対応する支援

■ 取組のポイント

◆幅広い施設と協定を締結し、指定施設は SNS 等でも発信——

中高生向け交流施設や児童養護施設なども対象に協定を締結

- ・福祉避難所として、市立のユース交流センター（中高生向け交流施設）や児童養護施設など、若年層や児童が利用・入所する施設も指定をしている。
- ・平時の利用者・入所者は若年層や児童であるが、福祉避難所として開設をした場合は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、指定避難場所での生活に支障をきたし、何らかの配慮を必要とする人を幅広く受け入れることとしており、バリアフリー設備や冷暖房が完備されるなど要配慮者に適した環境を確保している。



新規開設の施設にはアプローチを行い、指定に至った施設は SNS 等でも発信

- ・新しくできる高齢者施設に、担当部署と重層的支援推進担当課で情報共有をした上で、開設前から福祉避難所の協定締結に向け、アプローチをした事例や、新規に施設を開設する際に、法人と協議する中で、既存の施設も含めたその法人の施設をまとめて協定締結した事例もある。
- ・福祉避難所に指定した施設は、市のホームページや SNS 等で随時情報を更新しているほか、関係団体にも周知を行っている。

◆地元とともに考える機会づくりや広域連合への参加を実践——

市と高齢者施設、地元の高校などがともに考える場を開催

- ・令和3年には、小田地区で、市と福祉避難所に指定されている高齢者施設、地元の高校などの機関が一堂に会し、福祉避難所への理解を深める取組を行った。
- ・関係者が集まり、市内の福祉避難所に担い手が足りない現状や周辺の災害リスクを共有して、顔の見える関係を深めることで災害時に地域の中で助け合える共助の関係づくりにつなげた。



【参考】広域災害における応援・受援に備える「関西広域連合」に参加

- ・大規模な広域災害に備えて、「関西広域連合」において、所属する自治体同士の連携による応援・受援体制を定めている。
- ・同連合体では、令和6年の能登半島地震の際には、分担を決めて、被災地の各自治体に（被災自治体と支援自治体を1対1（または少数）のペアにする）カウンターパート方式で支援に入った実績を持つ。

▼ 尼崎市の取組 詳細はこちらも参照ください



尼崎市の福祉避難所を紹介

尼崎市 福祉避難所

検索

尼崎市の「福祉避難所開設・運営 マニュアル
作成手順書」を紹介

尼崎市 福祉避難所 マニュアル

検索

01



福祉避難所を「通所型」「介護型」「補完型」に分類×機能充実

■ 福祉避難所の位置付け

北区地域防災計画において、震災時の福祉避難所を通所型、介護型、補完型※の3種類に位置付けている。

震災時における要配慮者の基本的な避難行動として、福祉避難所となる施設に日頃通所している障害児・者は、自宅などから直接、「通所型」の福祉避難所に避難することができる流れとしている。そのほかの要配慮者は、まず避難所（の福祉避難室）に避難し、その上で、避難所での生活が困難と判断される場合には、要配慮者の状態に応じた福祉避難所への受入れ調整を行う流れとしている。

なお、専門的なケアを要する要介護度が高い要配慮者は「介護型」の福祉避難所に、「通所型」及び「介護型」に該当しない要配慮者は「補完型」の福祉避難所への受入れ調整を行った上で、移送することとしている。

※北区大規模水害避難行動支援計画において、大規模水害時は上記3類型のほか、昇降機の設置やバリアフリー整備がされている学校施設4か所を「準補完型」の福祉避難所として位置付けている。

■ 庁内の体制

福祉避難所に関する業務は、該当する施設の種別（障害者通所施設、老人福祉施設等）によって、地域福祉課のほか障害関係部署などに所管課が分かれて担当している。

北区の個別避難計画は、大規模水害時（荒川氾濫等）を想定し、地域福祉課が中心となり関係する所管課（防災、高齢、介護、障害など）と連携を行いながら作成を進めている。

なお作成に当たっては、区職員が対象者宅を訪問し、聞き取りを行う形と居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）等の福祉サービス事業所に委託する形の両輪で取り組んでいる。

■ 取組のポイント

◆ 「通所型」「介護型」「補完型」で役割を分担

障害者向け「通所型」、高齢者向け「介護型」に加え「補完型」で受け入れる体制

- ・区有施設や協定締結施設の種別に応じて、福祉避難所の種別を区として独自に設定している。障害者通所施設等を「通所型」、特養等の老人福祉施設を「介護型」、福祉施設ではないふれあい館※等を「補完型」として位置付けている。なお、大規模水害時はさらに、上記3種類のほか、昇降機の設置やバリアフリー整備がされている学校施設4か所を「準補完型」として位置付けている。
- ・「通所型」は、主に生活介護事業を行う障害者通所施設等が該当し、施設に日頃から通所している障害児・者が、自宅などから直接、該当の施設に避難できることとしている。
- ・「介護型」は、専門的なケアを要する介護度が高い要配慮者（要支援者）のための避難先としている。主に特別養護老人ホームや介護老人保健施設などが該当する。
- ・「補完型」は、ふれあい館など本来要配慮者利用施設としての機能を備えていない施設であるが、「通所型」と「介護型」への避難対象者には該当しない要配慮者（要支援者）で、避難所の福祉避難室での生活が困難な方のための避難先としている。
- ・震災時における要配慮者の基本的な避難行動は、「通所型」を除き、まず避難所（の福祉避難室）に避難した上で、避難所での生活が困難と判断される場合に、要配慮者の状態に応じた福祉避難所への受入れ調整を行う流れとしている。
- ・大規模水害時における要配慮者の基本的な避難行動としては、縁故避難や避難場所、福祉避難所など個別避難計画にて定められた避難先へ事前避難を行うこととしている。そのため、大規模水害時の福祉避難所は、個別避難計画作成者の避難先として受け入れる仕組みとなっている。

※地域でのコミュニティ活動や高齢者の方々の娯楽・教養の向上を目的に設けられた施設

◆ 開設運営訓練を通じた福祉避難所の機能充実

開設運営訓練を定期的に実施

- ・福祉避難所（介護型）において、大規模災害に備えるため、施設の初動対応、福祉避難所の設営、避難者の受入れ等を行う開設運営訓練を平成30年度から実施している。近年では、震災を想定した訓練に加え、大規模水害を想定した訓練にも取り組んでいる。



参加者対象のアンケートを実施して備品や手引きを更新

- ・訓練参加者（施設関係者、区職員、見学者等）へのアンケートを通して、備蓄品の過不足や開設運営上の改善点などに関する意見・指摘を抽出し、備蓄品の整理・拡充やマニュアルの改定をはじめ、改善につなげている。



▼ 北区の取組 詳細はこちらも参照ください



北区における大規模水害時の要支援者の避難に関する考え方を紹介

北区 水害避難行動支援計画

検索



北区が作成を推進する「個別避難計画」と「避難行動要支援者用マイ・タイムライン」を紹介

北区 個別避難計画

検索



福祉避難所の機能分化

02



避難所の機能分担×多様な施設との協定締結

■ 福祉避難所の位置付け

災害発生直後は、要配慮者は、まず「地区防災センター」（一次避難所）の要配慮者スペースに避難する流れとなっている。地区防災センターは避難場所、避難所、医療救護所、物資配布場所、情報伝達場所の機能を有する地域の拠点として位置付けており、市立小中学校、市内の都立高校及び私立大学を指定している。

地区防災センターに避難した後の段階で要配慮者を受け入れるための施設として、二次避難所と福祉避難所を整備している。

二次避難所は、主に高齢者・障害者・乳幼児等の要配慮者を受け入れるための施設として、地域センターや図書館、保育園等の市の公共施設を指定している。

福祉避難所は、要配慮者を対象に、状況に応じた受入れを行ない、より細かいニーズに対応するための施設として、高齢者施設、障害者支援施設及び私立保育園を指定している。

さらに、地区防災センターや二次避難所、福祉避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合における補助的な施設として「補助施設」を位置付けている。

■ 庁内の体制

地域防災計画において、二次避難所や福祉避難所に移動した後の支援（被災生活が始まる段階からの支援）に関する業務は、健康部地域共生推進課を班長とする避難行動要支援者班や二次避難所に指定されている施設を所管する部署が担っている。二次避難所等の開設・運営に関する体制構築を図るため、総務部防災安全課を中心に福祉部署や該当施設を管理する部署などと連携して事前の方策の検討をしている。また、避難所運営以外にも検討テーマごとに、防災安全課と該当する関係各課で会議を行っている。

■ 取組のポイント

◆福祉避難所と補助施設で避難所としての機能を分担

高齢者施設・障害者支援施設・私立保育園と福祉避難所の協定を締結

- ・要配慮者の状況に応じた受入れを行ない、より細かいニーズに対応するため、高齢者施設、障害者支援施設および私立保育園、と福祉避難所として協定を締結・指定している。



学童保育所や児童館等を「補助施設」として位置付け

- ・地区防災センターの避難所や二次避難所、福祉避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合における補助的な施設として、学童保育所や児童館等を「補助施設」として位置付けている。補助施設の役割は、避難者の受入れ以外にも、医師の巡回診療やメンタルヘルスケア会場、幼児・児童の遊び場所など、被災状況に応じて柔軟に活用することとしている。



避難所からの移動手段の確保として NPO 法人等と協定を締結

- ・地区防災センター内の避難所から二次避難所・福祉避難所等への移動手段の確保として、平時から市内において福祉車両で送迎サービスを実施している NPO 法人と協定を締結している。
- ・その他、ぶんバス（コミュニティバス）の受託業者などとも災害時における各種応援協定を締結している。

◆市内の社会福祉法人とともに災害時の対応・体制を検討

市内社会福祉法人と二次避難所の運営方法を検討・改善

- ・市内社会福祉法人と市で会議体を設け、二次避難所の運営方法（スペース、人数、具体的な運営方法、市の役割、事業者の役割等）について意見交換する取組を行っている。
- ・会議の中では、事業者も参加した上で、二次避難所の協定内容や直接避難等について意見交換を行っている。
- ・会議体を設置することで、二次避難所等の運営方法を随時検討できる仕組みを整えている。会議を通じて、市と事業者それぞれの役割を一層明確にした上で、二次避難所等における避難者の受入体制強化の方針が決まり、その推進に取り組んでいる。



▼ 国分寺市の取組 詳細はこちらも参照下さい



国分寺市の二次避難所・福祉避難所を紹介

検索



国分寺市の補助施設を紹介

検索



01



福祉避難所×介護・看護人材の派遣

■ 福祉避難所の位置付け

自宅の倒壊・焼失等により、自宅での生活が困難であり身を寄せられる親戚や知人がいない場合は、第一次避難所へ避難する。

福祉避難所（第二次避難所）は、第一次避難所での生活が困難な要配慮者の方を対象に、区の体制が整い次第順次開設し、区が要配慮者を福祉避難所に移送する。



震災時は被害が予測できないことと、一般の被災者が避難することで、真に必要な方が避難できなくなることを防ぐため、福祉避難所への直接避難は行っていない。水害時はある程度予見・予測が可能であるため、区が主導して作成した水害時個別避難計画で、あらかじめ福祉避難所を避難先として指定された避難行動要支援者については、直接福祉避難所への避難を可能としている。

区のホームページでは、災害時の福祉避難所や水害時に個別避難計画で直接避難の避難先となっている福祉避難所の施設名や所在地を公開している。

■ 庁内の体制

福祉避難所に関する業務は、協定締結等は危機管理部が行い発災後の避難所運営は福祉部が行う。個別避難計画の推進に関する業務は、令和4年度から福祉部福祉管理課に新設された個別避難計画推進担当が対応している。

■ 取組のポイント

◆ 災害時に委託事業者から専門職を派遣する仕組みを整備

災害時に福祉避難所に専門職を派遣する仕組みを確立

- ・避難行動要支援者の水害時個別避難計画の新規作成時に、職員による個別訪問を通じて、計画作成に関係する情報のほか、特性に応じた適切なケアのあり方やニーズを把握している。
- ・把握した情報に基づき、福祉避難所の体制を整備する仕組みを構築している。
- ・ニーズの把握において、福祉避難所で避難生活を送る際、介護を必要とする人や避難生活に不安を感じる人が多いことが分かった。そこで、福祉避難所で適切なケアを行えるよう、水害時に委託事業者が介護有資格者・看護師を福祉避難所へ派遣する仕組みを確立し、福祉避難所に派遣される区職員とともに、避難者の支援に当たることとしている。



◆ 施設の新規開設の機会を活用した福祉避難所確保

社会福祉施設が開設される機会を活かして新規確保

- ・社会福祉施設を新たに公募する際は、施設の規模に応じて、福祉避難所とする協定締結と、そのための避難スペースや災害備蓄倉庫を備えること等を応募要件としている。
- ・施設との協定締結の調整と並行して、備蓄倉庫に保管する福祉避難所用の備蓄物資の種類や数量を施設側と調整することで、必要物資の配備を速やかに行っている。



▼ 足立区の取組 詳細はこちらも参照ください



足立区の福祉避難所(第二次避難所)を紹介

足立区 福祉避難所

検索



02



庁内での介護人材育成×災害時対応検討委員会

■ 福祉避難所の位置付け

区民避難所で他の避難者と生活を送ることが困難であって、あらかじめ区が指定した避難行動要支援者を受け入れることとしており、対象者は直接、福祉避難所へ避難する。

それ以外の要配慮者は、必要に応じて区民避難所から福祉避難所へ移送することとしている。

福祉避難所の開設・運営は、既存利用者の安全確保を前提に、施設職員と区職員が協力して行う。



■ 庁内の体制

福祉避難所については福祉計画課が主担当となっている。

また、「災害時対応検討委員会」を核とした庁内横断的な検討体制を構築し、福祉避難所の運営等について検討する仕組みを整備している。



■ 取組のポイント

◆ 職員の専門性向上による災害時の体制強化

災害時の職員派遣の経験等を踏まえた研修制度の導入

- ・能登半島地震への職員派遣を契機に、発災直後は限られた人員で複数の福祉避難所の開設・運営を担う必要があること、現場対応の負担が、自らも被災者である区職員に集中しやすいという実情が見えてきたことを踏まえ、区職員自身の対応力を高める必要があるとの認識が共有されるようになった。
- ・そのため、災害時に一定の介助対応が可能な職員を平時から確保し、福祉避難所運営及び災害時における福祉専門対応の安定化と底上げにつなげることを目的に、福祉部門と人事部門が連携し、区職員が公費で介護職員初任者研修を取得できる制度を整備した。
- ・この取組は、災害時の対応力向上にとどまらず、職員自身のキャリア形成や、職員一人ひとりが公私ともに様々な場面で活かせるスキルの習得という点でも意義のあるものとなっている。



◆ 多様な視点から防災や要配慮者支援を考える会議体制

福祉・防災の連携と多様な視点の参画

- ・「災害時対応検討委員会」を核とした庁内横断的な委員会は、防災部門がオブザーバーとして参加しており、福祉部門だけでは把握しきれない防災施策上の面からの現状の取組や課題についても情報提供や意見が挙がることで検討が進みやすい。
- ・福祉・防災の両部門での率直な意見交換が実現し、福祉避難所の運営における災害時の職員体制や対応方針、平時で必要となる取組に関する検討が進むなど、効果が表れている。
- ・委員会には、災害ボランティアセンターを担う社会福祉協議会もオブザーバーとして参加しているほか、大学教授をアドバイザーに招き、専門的な知見からの助言等を得ており、区として諸課題の検討のための貴重な場となっている。



▼ 品川区の取組 詳細はこちらも参照ください



品川区の避難の流れや避難行動要支援者の説明を掲載

品川区 防災ハンドブック

検索



人材の確保

03



災害ボランティアセンター×人材派遣

■ 福祉避難所の位置付け

災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、指定避難所等での生活が困難な要配慮者を対象に滞在させることを想定した二次的な避難所として位置付けている。

福祉避難所への避難に当たっては、当事者の状態や受入施設の被害状況を踏まえ、保健師等によるスクリーニング※¹・トリアージ※²を実施し、要配慮者に適した施設のマッチングを行った上で移送することとしている。

また、これらの方針を施設一覧や福祉避難所等の設置運営マニュアルとともに、市のホームページで公表している。



※¹ 選択、選定、ふるい分け等を意味する言葉。災害時に使用する場合、多数の被災者の仕分けを意味する。

※² 災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、治療の優先順位を設定する作業を意味する。

■ 庁内の体制

福祉避難所については健康福祉政策課が主担当となっている。また防災部門と連携して対応を進めている。

■ 取組のポイント

◆福祉避難所開設の実体験を踏まえた人材の確保

市・社協・社会福祉施設の3者協定を締結し、専門職を派遣する体制を整備

- ・平成24年の熊本広域大水害において初めて福祉避難所を開設し、ホテル3箇所・延べ1,623人を受け入れた。
- ・平成28年の熊本地震では、事前に協定締結していた施設を中心に92箇所開設し、延べ16,190人を受け入れた。最大で1日252人を受け入れた日もあった。
- ・熊本地震では社会福祉施設の人員不足が大きな課題となり、これを教訓に熊本市社会福祉協議会・社会福祉施設（令和8年2月現在で192施設）との3者協定を締結している。
- ・協定では、災害時に熊本市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターを通じ、社会福祉施設の看護師や介護福祉士等の専門職を派遣する仕組みを取り入れ、災害時に福祉避難所に専門職が派遣される体制を整備した。この体制により、福祉避難所の避難者概ね10人に対し、専門職1人が派遣されることになっている。



◆障害児向けの避難所や物資供給の拠点を整備

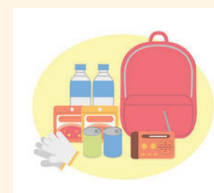
市内特別支援学校と「福祉子ども避難所」の協定を締結

- ・福祉子ども避難所は、障害児やその家族等を対象とした福祉避難所であり、市内の特別支援学校と協定を結び、整備している。大規模災害発生時に、各特別支援学校の在校生とその家族、指定避難所等への避難が困難な未就学の障害児とその家族については直接避難できることとしている。指定避難所等での避難生活が困難と判断される障害者等の二次避難所にもなっている。



市内の各区に災害時の物資供給拠点として代表施設※を整備

- ・災害時の物資供給の遅れを防ぐため、各区に代表施設を設け、物資供給拠点を整備した。物資供給については、市が直接供給するほか、代表施設を通じて各福祉避難所へ配送する仕組みとなっている。



※熊本市では、各区において災害時に市からの物資の受入れと区内での供給を担う拠点となる施設を「代表施設」と呼んでいる

▼ 熊本市の取組 詳細はこちらも参照ください

熊本市の福祉避難所を紹介

検索

福祉避難所等の設置運営マニュアルを公開
(熊本地震の経験や実動訓練での検証を反映)

検索

移送手段の確保

01



移送事業者との協定×訓練×二次避難所施設調整会議

■ 福祉避難所の位置付け

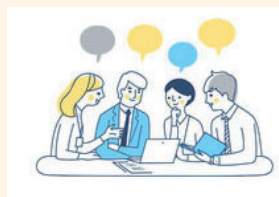
発災時はまず避難施設である小中学校等へ避難し、生活が困難な場合には二次避難施設（指定福祉避難所）に移送することとしている。また、二次避難施設（指定福祉避難所）は災害発生から4日目を以降に開設する。



■ 庁内の体制

福祉避難所や個別避難計画に関する業務は、福祉総務課が担当している。施設の種別によって、いきいき総務課（高齢部門）・障がい福祉課（障害部門）など所管課や防災課とも連携する等、庁内横断型で対応している。

また、福祉総務課が事務局となり、庁内会議として「災害時要配慮者対策推進会議」を設置し、防災、福祉、指導監査、生活援護、障害福祉、高齢者福祉、保健予防課、子ども・子育て支援の担当課が委員として参加している。

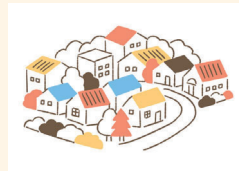


■ 取組のポイント

◆災害時の福祉輸送に関する協定を締結

共同配車センターの法人と災害時の福祉輸送に関する協定を締結

- ・災害時応援協定として、共同配車センターの委託法人と「町田市福祉輸送サービス共同配車センター事業協定書」を締結している。
- ・協定は、市内で災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、市からの依頼に基づき、法人として可能な限り、避難行動要支援者の避難輸送に協力するという内容になっている。



避難輸送訓練では防災システムや移送支援ルートを検証

- ・年1回法人も参加した上で、一次避難施設から二次避難施設へ要配慮者を輸送する避難輸送訓練を行っている。
- ・避難輸送訓練では、市が導入した防災システム（災害時にオンラインで関係部署同士が連絡調整・要請等を行えるシステム）を活用して、輸送依頼の訓練を行っている。
- ・相原地区で実際に行った訓練の企画・実施では、災害時に使えない幹線道路、町田街道などの主要道路を除いた道路を利用し、実際に福祉車両を使って移送を実施した。
- ・実際に訓練で検証することで、災害時の移送支援においては近隣自治体（八王子市他）の土地勘や地理の知見も重要であることなどの気づき・発見も生まれている。



◆二次避難施設調整会議を通じて市と施設で検討を進める

「災害時要配慮者二次避難施設調整会議」を毎年開催

- ・福祉施設と二次避難所について検討するための会議（町田市災害時要配慮者二次避難施設調整会議）を毎年1回開催している。
- ・原則として福祉避難所になる全施設（50施設程度、高齢者施設と障害福祉施設合同）が参加しており、市と二次避難施設の連絡調整、二次避難施設間の情報交換等を行っている。
- ・例えば、施設が避難者を受け入れるに当たって整備しているものや備蓄しているものについて情報交換することで、避難所としての改善につなげている。



▼ 町田市の取組 詳細はこちらも参照ください



町田市の災害時要配慮者二次避難施設(指定福祉避難所)について紹介

町田市 災害時要配慮者への支援

検索



町田市の避難行動要支援者を対象とした避難支援プランを公開

町田市 避難行動要支援者避難支援

検索



01



福祉避難所の整備×検討会×総合戦略への位置付け

■ 福祉避難所の位置付け

福祉避難所は、災害時における二次的な避難所として位置付けており、まずは一次避難所に避難し、介護を要する高齢者や障害がある要配慮者等で、避難所における避難生活が困難と区が決定した方及びその家族等の介助者を対象として、福祉避難所を開設している。

また、上記の原則に加え、避難行動要支援者名簿の中から、条件を設定した上で区から通知を行い、事前に施設との調整を行った方に限り、福祉避難所へ直接避難できることとしている。

■ 庁内の体制

福祉避難所に関する業務は福祉部福祉政策課が中心となり、防災危機管理課と連携して対応している。

■ 取組のポイント

◆福祉避難所の拡充・環境整備を総合戦略に明記

災害時の要配慮者への支援を『「文の京」総合戦略』における主要課題として設定

- ・災害時の要配慮者への支援は、区の総合戦略における主要課題の1つとなっており、その中で、福祉避難所等の拡充・環境整備に取り組むこととしている。
- ・取組の方向性として、区内の社会福祉施設との連携・協力により福祉避難所の拡充を図るとともに、災害時における福祉避難所への直接の避難に向け、受入体制や運営の事前調整を進めていくこと、また、福祉避難所等での避難生活環境の向上のため、備蓄物資の拡充に取り組むことが示されている。

◆協定締結の拡大を推進

有料老人ホームなどとの協定締結も目指す

- ・区内で高齢者施設等が新設される際には、募集要項等に福祉避難所の指定について協議に応じる旨を条件として入れている。現在、特別養護老人ホーム等、区と日頃からつながりの深い施設については協定を締結しており、今後はさらに規模の大きな有料老人ホーム等とも締結することを目指して、区として積極的に働きかけている。

区として家賃補助の独自事業を実施

- ・文京区独自の事業として、介護人材確保の施策の一つとして、「文京区介護施設従事職員住宅費補助」を実施している。
- ・文京区と福祉避難所の協定を締結している介護サービス事業所を対象に、その施設から半径 10 km以内に居住する災害対策上の業務に従事する職員の家賃等を助成する制度※となっている。事業が活用されることで、職員の働きやすい環境と、災害時に職員が速やかに参集できる体制を整えている。

※上記以外の要件もあり



◆災害時要配慮者対策・福祉避難所検討会や訓練を開催

施設等関係者も交えた検討会を開催し、福祉避難所マニュアルの改善等を実施

- ・区が主催する「災害時要配慮者対策・福祉避難所検討会」を開催しており、庁内関係部署のほか、福祉避難所の関係者（施設長）や地域包括支援センターも出席し、福祉避難所の設置・運営マニュアル等の改善を行い、要配慮者や福祉避難所における課題について検討している。

開設訓練と図上訓練を合わせて実施し、参加者の理解向上を図る

- ・福祉避難所の開設訓練は年 2 回実施している。実際に、施設内外の安全確認、避難スペースの設置、避難者受付等を行い、開設準備や開設の流れについて、訓練を通して確認している。また、図上訓練として HUG（避難所運営ゲーム）を実施することで、福祉避難所の運営について、具体的なイメージが高まるように工夫している。
- ・福祉避難所の関係者のほか、地元の町会・自治会長や民生・児童委員など、災害時に安否確認を担う支援者も招いている。
- ・令和 7 年度から、より多くの施設で訓練を行うため、福祉避難所の開設キット※を活用した簡易版の訓練も行っている。



※発災後の行動を想定して、福祉避難所開設の前段階から開設後の初期段階までの行動手順書及び各種掲示物等が収納されている。

▼ 文京区の取組 詳細はこちらも参照ください



文京区の福祉避難所の位置付けや対象者、対象施設等を紹介

文京区 福祉避難所

検索



文京区の母子救護所開設訓練・福祉避難所の概要を YouTube で紹介

文京区 母子救護所開設訓練

検索



02



福祉避難所連絡会議×課題や方針の共有

■ 福祉避難所の位置付け

直接避難と二次避難の双方に対応する福祉避難所の体制を整備している。

福祉避難所指定施設のうち直接避難を認めている施設に関しては、日頃から施設を利用し、直接避難の登録をしている要配慮者は災害時に直接避難ができることとしている。直接避難を認めていない施設に関しては、避難所（学校や地域のコミュニティ・センターなど）からの要配慮者を受け入れる。

日常的に関わりのある施設がないなど、直接避難の登録をしていない要配慮者は、まずは避難所へ避難し、心身の状況や支援の必要性に応じて福祉避難所へ移動することとしている。



■ 庁内の体制

福祉避難所については、施設との協定締結・指定を防災課が行い、開設や運営等に関する事項は地域福祉課を中心とした健康福祉部各課が連携して担っている。令和5年度の台風における対応をきっかけに、庁内の横断的な連携の在り方を見直す必要があるとの課題認識が共有されたことから、庁内では、福祉支援班会議等を通じて、地域福祉課と防災課が連携し、災害対応について継続的に協議する体制としている。

■ 取組のポイント

◆ 実効性のある福祉避難所の整備に向けた取組

災害時の対応を見据えた福祉避難所の新規指定

- ・福祉避難所の候補となる社会福祉施設については、市職員による現地調査やヒアリングを実施している。
- ・指定に当たっては、福祉避難所となるための特定の要件は設けていないが、人員の態勢や施設の広さなどを確認し、発災時の受入可能人数を含む受入体制を事前に市で把握している。



市職員向けの福祉避難所開設・運営マニュアルの説明会を開催

- ・市職員向けの福祉避難所開設・運営マニュアルを整備するとともに、マニュアルを用いた健康福祉部の全職員向けの説明会や福祉避難所指定施設を会場とした訓練を計画的に実施する等の取組を行っている。
- ・説明会を開催することで、福祉避難所の開設に関わる職員のマニュアルに対する理解度や災害対応力を高め、指定後の福祉避難所が災害時に確実に機能するための実効性を担保する取組を進めている。

◆ 福祉避難所連絡会議の開催による連携強化

連絡会議を通じた意見交換と課題・方針の共有

- ・福祉避難所の円滑な開設・運営に向け、福祉避難所として指定している施設の職員、防災課及び健康福祉部職員が参加する「福祉避難所連絡会議」を設置している。
- ・福祉避難所連絡会議は関係者間で課題や情報を共有する場として活用している。
- ・福祉避難所連絡会議では、指定されている施設の連絡先の共有や開設・運営マニュアルの周知、開設・運営に関する意見交換を行うグループワークなどを実施している。
- ・意見交換を重ねる中で、施設と市、施設間においても相互理解が進み、災害時に必要な連絡や調整を円滑に行うための関係性の構築につながっている。



▼ 三鷹市の取組 詳細はこちらも参照ください



三鷹市の福祉避難所やその位置付けを紹介

三鷹市 福祉避難所

検索



連携体制の構築

03



庁内チーム×事業者との協定

■ 福祉避難所の位置付け

災害時、在宅避難が難しい場合にはまず救援センター※¹（一次避難所・小中学校等）に避難することとしており、同センター内一部を要配慮者専用のスペース（福祉避難スペース）として使用する。

救援センターでは生活が難しい要配慮者は二次避難所として開設する福祉救援センター※²に移動する。救援センターだけでは避難者の受入れが難しい場合に、補助的な拠点として開設する補助救援センターとして、区民ひろば等の区有施設、幼稚園、都立高校、私立大学等の教育施設等を位置付けている。



※¹ 一般的な避難所の機能に加え、情報提供や医療救護などの様々な応急活動を被災者に対して行う拠点

※² 福祉避難所に当たる場所で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための資器材等を備えた施設

■ 庁内の体制

令和3年の災害対策基本法の改正を受けて、福祉部に災害対策グループが設置された。現在、福祉避難所の整備・拡充や個別避難計画の作成推進は福祉部が中心となり、防災危機管理課と連携して対応している。

■ 取組のポイント

◆福祉避難所を機能分類し、庁内関係課や大学と連携して課題検討

福祉救援センターとして介護型・障害型・子育て支援・乳幼児対応型に設定

- ・福祉避難所を「福祉救援センター」という名称で位置付けており、高齢者、障害者、乳幼児その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための施設、資器材、人材を備えた救援センターとして、「介護型」・「障害型」・「子育て支援・乳幼児対応型」の3種類を設定している。この設定により、例えば寝たきりの高齢者や常時介護が必要な障害者など、要配慮者ごとに異なる福祉的な配慮の提供につなげる体制を整えている。

課題ごとに庁内でチームに分かれて検討し、大学からの専門的助言も受ける

- ・災害時要援護者対策部会を設け、優先すべき課題ごとにチーム※に分かれて検討を進めている。検討メンバーは福祉部の各課に加え、防災危機管理課、区民活動推進課も参加している。部署横断型での検討体制を活かして福祉救援センター開設マニュアルの検討等を行うほか、「災害時要配慮者対策の推進に係る共同研究」について豊島区と覚書を締結している大学をオブザーバーに迎え、専門的助言や技術的支援を受けている。

※管理・ボランティア課チーム、要援護者対策課チーム、福祉救援センター課(介護型)チーム、福祉救援センター課(障害型)チーム、福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)チーム、個別避難計画チーム

◆事業者との連携で災害時のケア体制や平時の訓練を推進

災害時に区内事業者が福祉救援センター等で必要な福祉サービスを提供

- ・区として、区内介護サービス事業者を中心に運営される災害対策連絡協議会と要介護高齢者の安否確認等に関する協定書を結んだ。協定では、事業者は利用者の安否確認に加え、業務に支障のない範囲で区の要請に基づき、福祉救援センターや救援センター等で、必要な福祉サービスの提供を行うことを取り決めている。

介護事業所と区の協働で開設訓練を実施

- ・令和7年度の福祉救援センターの開設訓練では、民間の特別養護老人ホームを会場にして訓練を行った。
- ・訓練会場となる特別養護老人ホームの職員だけではなく、豊島区特別養護老人ホーム施設長会に参加している他の施設の職員も招き、他の施設の取組内容を知ってもらうきっかけとすることで、福祉救援センターの改善につなげている。



▼ 豊島区の取組 詳細はこちらも参照ください



福祉救援センター(障害型)の開設訓練の様子を動画で公開

豊島区 福祉救援センター 動画

検索



開設キットの概要や各種様式を公開
※救援センターのキットとなります

豊島区 救援センター開設キット

検索



04



大学との連携×事業者との協力体制×開設キット

■ 福祉避難所の位置付け

要支援者を含む避難者はまず一次避難所へ避難、誘導することを原則としている。一次避難所では、要配慮者スペースの設置等できるだけ環境条件の良い場所を提供するほか、避難所生活を行う上でのバリアーを取り除くよう努めている。

一次避難所での生活が困難と認められる要支援者については、一次避難所でスクリーニングを行い、二次避難所である福祉避難所又は医療機関等、適切な施設へ移送・避難することとしている。

災害によって被災した高齢者や障害者等の要配慮者に介護等の必要なサービスを提供するため、あらかじめ区内の高齢者施設、障害者施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定している。



■ 庁内の体制

福祉避難所に関する業務は、福祉部地域福祉課が担当しており、危機管理担当部危機管理課と連携して対応している。

■ 取組のポイント

◆障害・高齢の福祉サービス事業者と災害時の協力体制を締結——

区内事業所と「災害時における協力体制に関する協定」を締結

- ・区内で障害福祉サービス等及び介護保険サービスを提供する事業者と、「災害時における協力体制に関する協定」を締結している。
- ・協定では、事業者が、災害時の安否の確認や居宅等におけるサービスの提供を行うほか、居宅での生活が困難な利用者の福祉避難所への移動を区等へ要請することなどが定められている。



◆大学・施設との協働で開設キット作成や改善点把握を実現——

施設ごとに福祉避難所開設キットを作成し、開設運営訓練を実施して実際に検証

- ・福祉避難所の充実と体制強化を目的として、福祉避難所となる施設の職員や区の所管課が参加する開設運営訓練、図上演習、ワークショップの開催などの取組を大学へ委託して行っている。
- ・令和6年度の訓練では7施設（児童館併設の高齢系4施設、障害系3施設）、令和7年度の訓練では9施設（併設も含む10か所）について、各施設へのアンケート・ヒアリングや福祉避難所としての訓練も行った上で、それぞれの施設の特性に応じた福祉避難所開設キット※を作成した。
- ・さらに、作成したキットを用いて開設運営訓練を実施することで、実際に避難者を受け入れるためのスペース確保や断水時のトイレの使用方法など、改善点の把握につながった。
- ・また、複合施設が福祉避難所となっている場合、事業所でそれぞれ指定管理者が異なり、平時から顔を合わせる機会が少なく、災害時に連携を図るのが難しいため、平時から関係者同士の事前の話し合いが重要であるといった改善点も明らかになった。
- ・それぞれの福祉避難所において、建物内での動線の設定、電源が使えない場合の対応、非常用のトイレの設置場所など、更に具体化・検討すべき点が明らかになるなど、訓練を経て把握した改善点を踏まえ、災害時の円滑な開設・運営のための更なる取組につなげている。



※有事の際、誰もが福祉避難所を速やかに開設し、その後の運営の準備を円滑に行えるよう、災害発生前の事前情報の収集から、緊急対応、現地の対策本部設置、福祉避難所の開設・運営・閉鎖に至るまでの手順を図や写真を用いて「見える化」し、作業ごとにファイルケースへまとめたもの

▼ 新宿区の取組 詳細はこちらも参照ください



新宿区の福祉避難所運営マニュアルを公開

新宿区 福祉避難所運営マニュアル

検索



新宿区立あゆみの家の防災宿泊プログラム

※2025年1月の「あゆみだより」の記事

新宿区立あゆみの家 あゆみだより 防災宿泊訓練

検索



01



実災害を契機とした訓練×社協との連携

■ 福祉避難所の位置付け

介護や障害の程度が高く一次避難所での生活が困難と認められる特別な配慮を必要とする場合は、一次避難所においてスクリーニングを実施し、福祉避難所への移送や、医療機関への入院、介護保険施設等への緊急入所を行うこととしている。

福祉避難所は、一次避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、特別な配慮がなされた避難所と位置付けており、被災の状況や避難所の避難者の状況により市災害対策本部の判断で開設される。

市のホームページでは、福祉避難所の場所や、受け入れる対象者を公開している。



■ 庁内の体制

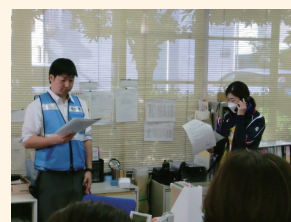
福祉避難所に関する業務は福祉部門が中心となり、防災部門と連携して対応している。協定締結に当たっては、福祉避難所として使用するスペースが十分にとれるか、事業所の体制等といった点を、防災と福祉の部門で連携して事前に確認・検討を行っている。

■ 取組のポイント

◆ 実災害を契機に社協と連携して設置訓練を施設で実施

能登半島地震を契機に福祉避難所の訓練を社協と連携して実施

- ・ 令和6年能登半島地震を契機に、市の地域防災計画でも、福祉避難所の訓練が書き込まれるなど、取組を進めてきている。
- ・ 指定福祉避難所である市立あおぞら福祉センター及びたいよう福祉センターでは、福祉避難所設置訓練を同センターの職員（小平市社会福祉協議会）と市の合同で実施し、福祉避難所運営マニュアルに沿って訓練を行っている。
- ・ 訓練を行うに当たっては、災害時に「災対健康福祉部避難班」となる担当課（高齢者支援課、地域包括ケア推進担当課長、生活支援課、障がい者支援課、保険年金課）と防災危機管理課で事前に打ち合わせを行い、マニュアルの実効性を検証できるようにシナリオを作成するなど、綿密に準備をしている。
- ・ 市社会福祉協議会とは訓練の事前準備段階での打ち合わせへの同席、訓練中の施設内の使用協力や社協職員の訓練参加、といった形で連携を図っている。



マニュアルに基づき訓練を実施し、施設ごとの作成も促進

- ・ 訓練当日は、マニュアル内容に基づいて施設の安全点検方法の確認、防災行政無線及び特設公衆電話の開設、折り畳みベッド、パーテーション等の設営を行った。
- ・ 訓練の中では、発災直後の施設の安全点検・状況把握は施設側で、福祉避難所の開設準備は市と施設の連携により対応するなど、発災直後から開設に至るまでの市と施設の役割分担や一連の流れについても確認した。
- ・ 市と施設の合同の形で設置訓練を実施することにより、施設単独では実施が難しい大規模な訓練を行うことができ、福祉避難所となる施設職員の防災意識の向上などの成果につながっている。
- ・ 市では福祉避難所運営マニュアル作成のためのガイドラインを公開しており、現在は市内公共施設では福祉避難所運営マニュアル作成が進んでいる。今後はさらに、民間施設でも同マニュアルの作成を進めていけるよう支援していく。



▼ 小平市の取組 詳細はこちらも参照ください



小平市福祉避難所運営マニュアル作成のためのガイドラインを公開

小平市 福祉避難所運営マニュアル

検索



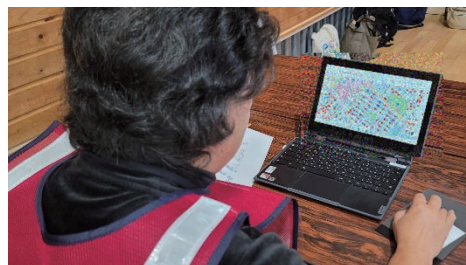
小平市福祉避難所設置訓練の様子を紹介（あおぞら福祉センター・たいよう福祉センター）

小平市 福祉避難所設置訓練

検索



02



災害時における情報共有の DX 化×実践訓練

■ 福祉避難所の位置付け

福祉避難所等への避難については、震災時と河川氾濫時（多摩川・野川）に分けて基本的な流れを整理し、指定避難所を起点とした段階的な避難を前提としている。

いずれの災害種別においても、まず指定避難所内に設置された福祉避難スペースへ移動し、そこでトリアージを行う。その上で、医療機関への搬送や緊急入所が必要な人を除き、指定避難所での避難生活が著しく困難であると判断された人を福祉避難所への避難対象としている。

■ 庁内の体制

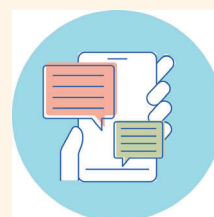
福祉避難所に関する業務は福祉保健部福祉政策課が担当している。

■ 取組のポイント

◆災害時における情報共有のための DX 化を推進

GIS※を用いた対象者の管理や SNS を使った情報共有を仕組み化

- ・ GIS を用いた避難行動要支援者支援システムを導入し、災害時に市や関係者が要支援者の安否情報を把握できる体制を整えている。
- ・ 福祉避難所の開設要請や受入状況の報告等については SNS ツールを活用し、迅速な情報共有を行えるようにしている。



※地理情報システム（Geographic Information System）の略称。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

◆福祉避難所の開設訓練で移送も含め一連の流れを実施

福祉避難スペースの設営から福祉避難所開設・移送まで実践

- ・春の総合水防訓練・秋の総合防災訓練として、年2回の防災訓練を実施している。指定避難所内における福祉避難スペースの設置や、福祉避難所の開設訓練もあわせて実施している。
- ・令和7年度の両訓練では、指定避難所での福祉避難スペース設営から、福祉避難所の開設、福祉避難スペースから福祉避難所への移送までを一体的に実施した。
- ・さらに同年度の訓練では、今後福祉避難所に関する協定締結を予定している法人施設の職員も訓練に参加し、福祉避難所の開設手順や運用の流れを事前に共有する機会とした。
- ・協定締結前の段階から施設に訓練へ参加してもらうことで、施設側が福祉避難所としての役割や発災時の対応イメージを事前に理解する機会とするとともに、市と施設が顔の見える関係を築く機会としている。

訓練を通じて福祉避難所に関する庁内連携の体制も強化

- ・防災訓練全体は防災部署が中心となって実施しており、福祉避難スペース及び福祉避難所に関する対応については福祉部署が担当している。
- ・訓練を通じて、役割分担や連携手順の確認・共有を図るとともに、福祉政策課を中心とした、防災部署・福祉部署の部署横断的な庁内連携体制の強化にもつなげている。

◆市外の福祉避難所も含めて協定を締結

市外施設を福祉避難所として位置付ける協定を締結

- ・市域がそれほど広域ではないことを踏まえ、災害時に市内全域が被害を受ける場合も想定し、市外施設との協定締結も行っている。
- ・令和2年には、市外の社会福祉法人と「災害時における福祉避難所に関する協定」を締結し、災害時（水害時など）には状況に応じて、一般の避難所での生活が困難な、主に精神に障害のある方などの要配慮者を受け入れる福祉避難所として、市外にある同法人の施設を利用することとしている。

▼ 狛江市の取組 詳細はこちらも参照ください 

狛江市の福祉避難所の設置・運営に関する実施方針や各種様式を紹介

狛江市 福祉避難所設置・運営プラン

検索 

01



個別マッチング×実災害を踏まえた手引きの改訂

■ 福祉避難所の位置付け

福祉避難所への直接避難を前提としており、あらかじめ市の聞き取り調査を終えて、受け入れる施設側とのマッチングが完了して、避難する福祉避難所が指定されている人が直接避難する仕組みとなっている。

原則として災害時において福祉避難所が開設される段階で、対象者に対して市から開設の連絡を行う仕組みとなっている。

自宅等から福祉避難所への移動は、原則として対象者が家族や地域の支援者の力を借りて行うこととしている。

避難する福祉避難所が指定されていない人は、まずは近くの指定避難所に避難して、避難所内の避難スペースを使用し、必要に応じて福祉避難所に移送する仕組みとなっている。



■ 庁内の体制

福祉避難所や避難行動要支援者に関しては生活援護課、防災全般に関しては市民安全課防災係が担当し、両部門が日々連携しながら進めている。

■ 取組のポイント

◆ 直接避難のマッチングを行い、平時から関係者で方針を共有——

個別調整や見学等を通じて直接避難のマッチングを実施

- ・ 避難先の決定に当たっては、ケアマネジャーなど専門職からの情報も踏まえながら、対象者に避難先の希望を第1希望から順に聞き、一件ずつマッチングを行っている。
- ・ 当事者からの希望がある場合には、福祉避難所の現地見学を実施している。



施設側・対象者と災害時のケアのありかたを事前共有

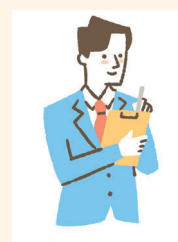
- ・ 避難者のケアはまずは付き添いの介助者が行き、施設職員においては平時からの利用者の対応を優先した上で、可能な範囲で避難者へのケアを行う、という対応とすることとしている。
- ・ 対象者に対しては、市から上記の災害時ケアの考え方について説明している。



◆ 能登半島地震を踏まえて避難所の手引きを改訂——

現場職員の声を反映して市の避難所開設・運営マニュアルを改訂

- ・ 市では以前から避難所開設・運営マニュアルを整備していたが、令和6年能登半島地震において、市内で一斉に福祉避難所の開設・運営をした経験から、能登半島地震における検証結果を踏まえて市の避難所開設・運営マニュアルを改訂している。改訂に当たっては、実際に開設や運営に関わった当時の現場職員から出された具体的な意見を参考とした。
- ・ 例えば、具体的には、市と施設の役割分担の見直しや、指定避難所からの二次避難における受入れ方法の整理、津波警報等発令時の参集方法の追加、さらに運営上の疑問に対応するQ&Aの追加など、現場でより使いやすい内容となるよう改善している。



▼ 上越市の取組 詳細はこちらも参照ください



上越市の福祉避難所の対象者と避難方法、福祉避難所への持ち物などを紹介

上越市 福祉避難所の対象者と避難方法

検索



01



(出典：ふくし実践事例ポータル)

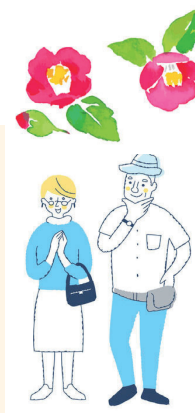
介護・看護・医療の専門職と連携×生活支援

■ 福祉避難所の位置付け

災害時にはまず一次避難所に避難することとしており、一次避難所で生活が難しい避難行動要支援者は、二次避難所として開設する福祉避難所に移動する。

■ 庁内の体制

福祉避難所や被災者支援に関わる関係課として、住民課介護保険係、政策推進課振興企画係、福祉けんこう課福祉医療係などが担当している。大島町は、観光客が多く来島する町であり、住民だけでなく観光地として災害に備えるという必要もあることから、観光課も関わる体制としている。



■ 取組のポイント

◆ 実災害において福祉避難所の受入れや運営を役割分担して対応——

保健師・施設・移送支援の法人の連携で円滑な受入れを実現

- ・平成 25 年の台風 26 号による土石流災害時の際、福祉避難所を開設した特別養護老人ホームでは、1 階のデイサービススペースで、避難者の受入れなどを行った。
- ・社会福祉法人が運営する地域包括支援センターの保健師の采配で受入れ準備をすすめたことで、ショートステイも含めて介護度が高い人を福祉避難所に受け入れてもらうことができた。
- ・受け入れた老人ホームでは普段からの避難者同士の間関係なども考慮に入れてベッドを配置するなどして、受入れを工夫した。



福祉避難所の運営を介護・看護の専門職と一般職員が役割分担

- ・福祉避難所に係る庁内の旗振り役は介護保険係が担った。高齢者の要支援者が多く、介護保険係の看護師が福祉避難所の運営要員や専門職のローテーションを作成し、特に寝たきりの方や具合の悪い方、介護度の高い人をピックアップして対応した。
- ・対象者の生活に直接かかわる食事介助や服薬管理は必ず専門職の対応とし、その他は、歯科衛生士や栄養士がトイレ誘導、一般職員が受付や設営を担った。

福祉避難所運営の経験を踏まえて施設との連携体制を強化

- ・当時福祉避難所となった特別養護老人ホームでは、住宅が被災した職員もいる中で、入所者へのケアや平穏な生活を施設として維持しながら福祉避難所としての役割を担っており、施設側の負担は少なくなかった。
- ・そのような災害時の経験を踏まえ、町と同ホームで検討を行い、福祉避難所を設置する場合は町が施設に避難所開設を要請して管理者を置き、収容人数や対象者、送迎方法、スタッフなどについて調整することとした。また、災害時における福祉避難所開設に伴う確保備品を町と施設側で協議の上定めるなど、町と施設の連携体制や役割分担を強化した。

◆ 被災者生活支援連絡会による被災生活の支援——

「大島町被災者生活支援連絡会」を通して関係者が情報共有

- ・平成 25 年の台風被害を踏まえ、平成 26 年度から大島町主催で「被災者生活支援連絡会」が設置され、現在は、大島社協が引継ぎ、「大島町被災者生活支援連絡会」が設置されている（前頁写真）。
- ・連絡会には、大島社協、民生児童委員協議会、東京都大島支庁、東京都島しょ保健所大島出張所、大島町役場が参加し、主に被災で家族を亡くした人や、生活状況が変化した高齢者や障害者、子供などを対象に、生活面や経済面、また社会的な孤立防止などについて情報を共有して、個別の支援や見守り等につなげている。



▼ 大島町の取組 詳細はこちらも参照ください



大島町の発災直後からその後の生活者支援までの取組を東京都社会福祉協議会のサイトにて紹介

大島町 ふくし実践事例ポータル

検索



2. 施設等の事例

福祉避難所の機能分化

東京都助産師会
新宿中野杉並地区分会

事例 01

地域の助産師会×災害時の妊産婦・親子支援



会の概要

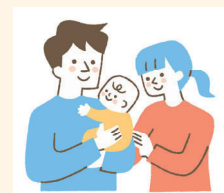
- ・東京都助産師会は、助産師相互の協力と助産専門職の水準の維持向上、質の保証、母子保健事業を通じた、女性と子供や家族の健康・福祉の改善・向上に貢献することを目的とした法人であり、地域ごとに地区分会で様々な活動を展開している。
- ・新宿中野杉並地区分会は、新宿区・中野区・杉並区で活動している都助産師会の分会であり、地域の中で、助産所や病院でより身近な育児の支え手として妊産婦等に寄り添うことを目指し、育児に関する悩みを相談できる親子カフェ等を開催している。



中野区本町の「産前産後ケア
ハウス・親子カフェ
Umbilicus（アンビリカス）」

地域の助産院を活用

- ・中野区では、分会と区の調整を経て、区内の助産院が妊産婦や生後2か月未満の母子のための二次避難所（福祉避難所）として指定されており、それぞれの助産院の床数や空いているスペースに応じて、福祉避難所としての受入場所や人数が設定されている。
- ・受入場所や人数、必要な備品の調整は、分会が区と助産院との間に入っている。



区とタッグを組み災害時のトリアージの体制を整備

- ・助産院の多くは1～2床であることが多く、災害時に限られた人数の妊産婦等しか受け入れられない点が福祉避難所になるに当たっての課題だったが、分会が助産師同士のつながりを活かしつつ、区とも連携しながら、支援を必要とする親子を受け入れるためのトリアージの体制整備を行うことで、福祉避難所としての協定締結に至った。
- ・災害時には区の保健師チームと助産師会がタッグを組んで、妊産婦・母子等のもとへの訪問や、対象者のトリアージを実施することとしている。

事例 01

防災×BCP×人材確保



施設の概要

- ・海光園（静岡県熱海市）は特別養護老人ホーム（定員 80 名）、軽費老人ホーム（定員 15 名）、短期入所（定員 18 名）、通所介護（定員 25 名）、訪問介護の事業を実施している。

施設の会議室兼職員の休憩所を活用

- ・福祉避難所として、施設 2 階の会議室兼職員の休憩所を活用することとしている。災害時の感染リスクを低減するゾーニングとして、外部から来る避難者が、施設の入居者や職員とできるだけ接触を減らす動線を設定している。



施設独自で福祉避難所マニュアルを作成し、訓練の中で検証

- ・自然災害・感染症・防犯を「三大リスク」と定義し、リスクごとに作成した訓練計画を落とし込んだ減災訓練の年間計画を策定し、毎月訓練を実施している。
- ・「福祉避難所マニュアル」を施設独自で作成し、施設内の役割分担（救護、衛生など）や受入手順、各種様式などをマニュアルの中で整理している。
- ・令和 7 年 11 月に行った減災訓練では、マニュアルの内容について検証を行った。受入手順のシミュレーションでは、最優先すべき対応事項の明確化や、トイレの場所・使用方法の明示方法などが課題としてあがり、課題を踏まえたマニュアル改善につなげている。

防災や BCP の取組が新規応募者からも高評価

- ・人材採用において、毎月の減災訓練など、防災や BCP に関する積極的な取組は、施設職員の新規応募者から評価が高く、施設側の人材確保にも寄与している。



事例 01



移送支援活動団体×実践訓練・ドライバー講習会



会の概要

- ・ 障害者・高齢者等車いす利用者や歩行困難者の外出支援、町田市福祉サービス共同配車センター・市民外出支援サービスの実施、車いすや福祉車両等の操作体験事業等を行っている。



市との災害時応援協定を締結し、平時から備える

- ・ 市とは災害時応援協定（町田市福祉輸送サービス共同配車センター事業協定・町田市市民外出支援サービス事業協定）を結んでいる。災害時には、同法人が所有する車（8台）を活用して、一次避難施設から二次避難施設へ要配慮者を移送することとしている。
- ・ 平時から、車内には市の防災マップを常備し、災害の発生に備えている。



災害時に使えない道路がある想定で訓練

- ・ 法人として、市が実施する避難輸送訓練に参加し、一次避難施設から二次避難施設へ要配慮者を移送する訓練を行っている。
- ・ 相原地区で訓練を行った際には、災害時の道路状況を想定して、あえて山道を通るなどして移送を行った。災害時は、刻々と変わるその時の状況に応じて判断していくことになるだろうと法人として考えており、訓練を通じて、災害時の制約ある道路状況の中でも、できるだけ柔軟かつ安全に要配慮者を移送できるよう取組を進めている。



ドライバー向けの講習会で対応力を研鑽

- ・ 平時の活動でも様々な障害や特性を持っている人が利用しており、法人として勉強を積み、ドライバーの講習会を定期的に設けて、個々の利用者に対してどのような接し方や対処法が適切かを学ぶ機会を設けている。

事例 01

施設長会による横のつながり×区との検討部会



施設の概要

- ・ユニット型介護老人福祉施設（介護度3～5、定員60名）、通所介護（定員25名）、ホームヘルプステーション、地域包括支援センター、配食サービス、「福祉なんでも相談窓口」等を実施している。
- ・地域交流スペースとして「いけほん広場」を設け、地域住民がこども食堂などの場所として活用している。



介護老人福祉施設内の様子

地域交流スペースと多目的室を活用

- ・福祉救援センター（福祉避難所）として、1階の地域交流スペース、3階の多目的室を活用することとしている。災害時の活用方針としては、1階は福祉救援センターの事務所としての機能をもたせ、3階に避難者を収容する。



地域交流スペース

施設長会や検討部会を通じた「横の連携」構築

- ・豊島区内で介護型福祉救援センターとなっている区内10カ所の特別養護老人ホームでは、日頃から施設長会を通じて施設長同士で防災対策や福祉救援センターの運営方法等について情報交換を行っている。各施設が行う福祉救援センターの立ち上げ訓練に各施設職員が参加しており、他の施設の取組を自分たちの施設の取組に取り入れるなど、自施設での福祉救援センターの開設・運営に向けた検討を行う際の参考としている。
- ・区が開催する福祉救援センターの検討部会には、同施設長会からも、3名がオブザーバーとして出席し、福祉救援センターの整備や運営における介護事業者と行政の連携方法について意見交換するなど、区とともに福祉救援センターの改善を進めている。



事例 02

被災経験を踏まえた初動の備え×地域との連携



施設の概要

- ・喜楽苑（尼崎市）は、特別養護老人ホーム（定員 50 名）、短期入所（定員 15 名と 30 名の 2 事業）、通所介護（定員 30 名）、地域密着型デイサービス（定員 15 名）、認知症対応型デイサービス（定員各 12 名の 2 事業）等を実施している。

デイサービスのスペースを活用

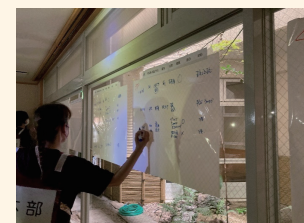
- ・1 階の認知症対応型デイサービスのスペースを福祉避難所とすることとしており、避難者からの感染リスクをできるだけ避けるため、2 階の施設入所者との接触を避ける仕組みとしている。

台風発生時に断水や停電の中で施設運営を経験

- ・平成 30 年の台風 21 号により被災した際は、約 2 日間の断水と大規模停電の中で施設運営を行った。9 月の発災であったため、断水や停電への対応と併せて、熱中症対策も必要となった。
- ・当時の経験を踏まえ、施設職員が誰でも災害の初動対応ができるように自家発電機の操作マニュアルや発災直後の初動期に施設職員が行うべき対応をまとめた指示書の作成、必要な物資等を揃えた道具一式（スターキット）を施設内に複数配備している。

地域関係者と「防災や福祉避難所を考える会」を開催

- ・令和 3 年には、喜楽苑の呼びかけで、市・市内高齢者施設関係者・地元消防署・地元高校が参加する「地域の方と防災について考える会」を開催した。市からは地域の防災リスクやハザードマップ・避難行動や福祉避難所の取組等の説明、地元高校は平時からの防災の取組をメッセージ動画で紹介、喜楽苑は BCP や防災訓練に関する取組についてそれぞれ紹介し、意見交換を行った。
- ・地域の抱える課題の共有や顔の見える関係性づくりにつなげるとともに、開催を契機として地元の防災士や大学、障害分野の関係者なども含めたネットワークを構築するなど、共助の仕組みの整備に尽力した。



停電を想定した
本部の部屋で訓練



けがのない利用者を安全
な場所へ誘導する訓練



事例 01



訓練×施設の災害対応力向上



施設の概要

- ・ 地域の高齢者福祉の施設として、特別養護老人ホーム（定員 82 名）、ショートステイ（定員 6 名）、デイサービス（定員 52 名）、ホームヘルプサービス、居宅介護支援、地域包括支援センターの事業を実施している。



施設内の地域交流スペースを活用

- ・ 福祉避難所のスペースとして、2階にあるふれあいホール（地域交流スペース・右の写真）を活用することとしており、定員約 10 名を受け入れる。玄関があり、多数の人の出入りがある1階ではなく、2階の部屋を使用することで、より安全面で配慮できるよう工夫している。
- ・ 発電機を設置しており、停電時にも空調などを使用できるようにしている。



訓練を通じた実践的な体制づくり

- ・ 市主催の防災訓練に定期的に参加している。訓練では、高齢者の移送や、福祉避難所として活用するスペースにおける避難者受入れ、ベッド設営等を行っており、こうした実践を通じて、発災時に行う福祉避難所としての対応の流れを施設職員間で確認している。
- ・ 実践訓練を通じ、災害時において平時からの事業を継続実施しながら福祉避難所の開設・運営を行うためには、平時の事業ごとの職員体制の垣根を超え、状況に応じて職員相互が柔軟に協力する職員体制が必要と分かり、そのための組織体制づくりと訓練による体制の検証を進めている。



福祉避難所の
訓練の様子

事例 02

通所施設×障害者×宿泊訓練



施設の概要

- ・生活介護（利用定員 55 名）、重症心身障害者通所（利用定員 5 名）、短期入所および日中ショートステイ（利用定員各 1 名）、土曜ケアサポート、特定相談支援の事業を行っている。
- ・地域に開放するスペースとして、施設内の会議室を近隣地区に居住する住民で構成される町会やPTA等の団体に、集会の場として貸し出している。



動線確認

施設内会議室を活用

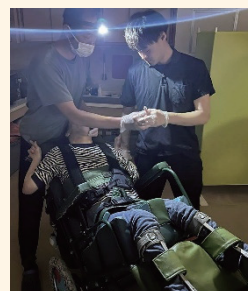
- ・福祉避難所のスペースとして、2階会議室を活用することとしている。
- ・受入場所の検討は、平時における施設の利用者（最重度の障害者）の状況や、災害時の利用者や職員の動線を踏まえて行った。
- ・防災宿泊訓練を行い、利用者や家族等も含めたスペースとして十分か改めて検証するなど、具体的な検討を積み重ねている。



ミキサー食を含む
食事の準備

宿泊訓練を通じた「夜間支援」力等の向上

- ・施設の災害時の対応力向上を目指し、福祉避難所のスペースを活用した宿泊訓練を行った。宿泊訓練参加の希望があった利用者と施設職員が、実際の避難所環境での宿泊に挑戦した。
- ・施設職員が交代で夜間巡回を行い、参加者の見守りや緊急対応の準備を行った。訓練には新入職員も加わり、夜間支援の重要性を学ぶ機会とした。
- ・さらに近隣の福祉施設の協力のもと、普段あゆみの家を利用していない要配慮者も訓練に参加し、平時の施設利用者以外の受入れも行った。医療的ケアのための蓄電池の必要性など、訓練に取り組んだからこそ気づきを得られた。



夜間支援の様子

事例 03

障害児者の生活を支える拠点×設置訓練×地域への周知



施設の概要

- ・ 児童発達支援事業（あすの子園）（利用定員 24 名）、生活介護（定員 1 日 20 名）、言語相談室「めだか」、日中一時支援事業（定員 1 日 2 名）、相談事業などを行っている。
- ・ 児童発達支援センターを併設している。
- ・ 会議室や団体用事務室を地域の住民・団体向けに貸し出している。



緊急一時保護室の様子

施設内会議室等を活用

- ・ 福祉避難所のスペースとして、第 1 候補として 2 階の第 1・第 2 会議室（平時から、地域向けに貸し出している場所）、第 2 候補として 2 階の和室や 1 階のロビーを活用することとしている。
- ・ 2 階の第 1・第 2 会議室と和室合わせてテントを 11 基程度、1 階ロビーにはテント 6 基程度設置する。



会議室の様子

市と連携して設置訓練を実施

- ・ 施設として、市と合同で福祉避難所の設置訓練を開催した。
- ・ 市と合同開催することで、市と施設職員における役割分担の確認を行うとともに、発災時における施設の安全点検の訓練など、施設単独では実施が難しい内容の訓練を実現した。
- ・ 福祉避難所運営マニュアルの内容に沿って訓練を行うことで、施設職員が福祉避難所運営の実際の流れを経験することができ、福祉避難所における施設職員としての具体的な役割や業務などを学ぶ機会としている。



安全点検の様子

福祉避難所の役割や機能を平時から地域に周知

- ・ 平時から、地域防災に関わっている立場を生かして、地域関係者との話し合いの場において、通所機能がある福祉施設の避難所としての役割や機能について説明する等、地域における福祉避難所の理解促進に努めている。

事例 01

障がい福祉センター×災害の教訓×手引書の充実

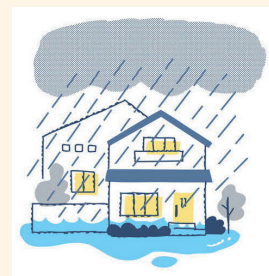


施設の概要

- ・ 自立生活支援室による在宅の障害者向けの相談支援・自立支援等、雇用支援室/就労促進訓練室による就労支援、社会リハビリテーション室（定員 1 日 33 名）における機能や生活訓練、生活体験室（定員 20 名）における個別支援計画に基づく支援、発達に課題（遅れや偏り）のある就学前の児童への集団通所指導や外来指導、保育所等訪問支援事業等を行う幼児発達支援室（定員 30 名）を主な事業としている。

水害時は施設ホールを活用

- ・ 水害時には施設の 5 階のホールを福祉避難所として活用する。大規模な水害時には、区の災害対策本部からの指示に基づき、施設の通常業務は発災が想定される日の 2 日前から停止となり、発災に備えて備蓄品を上階にあげることとしている。



令和 6 年の発災時には夜間対応を経験

- ・ 区の総合防災訓練のほか、年に 1 回の施設内での実践訓練では、簡易ベッドの組立や、災害時の動線の確認などを行っている。
- ・ 令和 6 年の台風 10 号により実際に福祉避難所として開設した際には、通常業務では行っていない夜間対応も含めて対応した。
- ・ 夜間対応では、明かりの確保やトイレまでの誘導、パーテーションによる避難者同士のプライバシーの確保、常備薬を冷蔵するための電源確保といった対応が求められ、その後の災害対策の検討に当たって、教訓としている。

福祉避難所手引書を作成・活用

- ・ いざという時に備え、福祉避難所開設・運営のための手引書を作成している。区が作成した水害時に福祉避難所を開設する施設用の手引書をベースとし、例えば受付設置場所といった施設利用計画（居室の割り振り）は施設の実情や使いやすい動線に合った内容となるよう、編集している。
- ・ 異動してきた職員には手引書を説明の上、図上訓練に必ず参加させるようにしている。

令和 7 年 7 月 1 日現在

ADACHI CITY

水害時

第二次(福祉)避難所

本庁庁舎の対応施設
※本庁舎・第二庁舎は避難所として開設する施設
【総合スポーツセンター・障がい福祉センターあしすと ほか】

施設名	障がい福祉センターあしすと
氏 名	

足立区水防体制構築本部
令和 7 年 7 月

事例 02



福祉避難所運営の実体験×県内の相互応援



法人の概要

- ・リデルライトホーム（熊本市）は、養護老人ホーム、ユニット型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型ユニット型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を運営している。

熊本地震発生時に福祉避難所の運営を経験

- ・平成 28 年 4 月に熊本地震が発生した際には、高齢者や子供を含む 27 名の地域の避難者を受け入れた中で、福祉避難所開設の依頼が自治体からあった。
- ・職員自身が被災しており、家族等がいる中で職場に通勤している状況下では、施設としては平時からの利用者の対応だけで精一杯ではないか、という意見もあったが、理事長より災害時の取組の重要性について説明がなされ、福祉避難所としての開設・運営に至った。
- ・福祉避難所には、概ね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談員等を配置することとされているが、施設の人手が十分ではなく、福祉避難所で要配慮者の支援に当たる職員には、法人内の職員だけでなく、全国から派遣された外部の職員にも入ってもらう形を取った。主に人員面で、福祉避難所運営の大変さを痛感した経験となった。



令和2年7月豪雨では県 DWAT として福祉避難所を複数運営

- ・令和 2 年 7 月豪雨が人吉・球磨地方で発生し、熊本県 DWAT が立ち上がった際には、同法人が DWAT の中枢を担うこととなった。被害の大きかった人吉・球磨地方から 10 キロほど離れたあさぎり町に場所のみを借りて福祉避難所を 2 か所開設し、運営を行った。
- ・熊本地震の経験を活かし、福祉避難所を複数の法人の協力のもとに運営する方針で、県内の様々な法人に電話をかけ、人的資源（各法人から毎日 2 人ずつ派遣など）・物的資源（パーテーションなど）を借り、職員はローテーションを組んで回した。

福祉避難所運営ゲーム「SGSE」(スグセ)を開発

- ・平成 28 年の熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨における経験、福祉避難所として協定を締結していても、実際の開設ノウハウが十分ではない施設が多いという状況を踏まえ、分かりやすく福祉避難所の運営を学ぶ机上訓練のツールとして、福祉避難所運営ゲーム（「SGSE」(スグセ)）を開発した。複数の法人が同時にゲームに参加し、高齢者や障害者らの受入をシミュレーションすることができる。各法人が被災した中で業務継続を図りながら、場所や物資、提供できるサービス（相談支援など）を可能な範囲で出し合い、助け合うことで福祉避難所の運営を実現するという内容になっている。

令和8年3月発行

登録番号（7）172

福祉避難所等整備促進に向けた取組事例集

編集・発行 東京都福祉局総務部総務課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03（5388）3954

印刷 株式会社丸庄

〒120-0034 東京都足立区千住四丁目16番12号

電話 03（3881）2131

